

議員提出議案第 1 号

国連憲章及び国際人道法の遵守と平和的解決を求める意見書について

このことについて、生駒市議会会議規則第 13 条の規定により、上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 日

提出者 塩見牧子

賛成者 浜田佳資

〃 改正大祐

〃 加藤裕美

〃 辰巳綾子

〃 芦谷真治

〃 高杉千代子

国連憲章及び国際人道法の遵守と平和的解決を求める意見書

第二次世界大戦終結から80年余りを経た今日、世界各地で武力紛争が勃発し、多くの住民の命と暮らしが脅かされている。ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、中東地域においても軍事衝突が拡大し、国際社会の緊張は深刻さを増している。

第二次世界大戦の惨禍を経験した国際社会は、武力による紛争解決を繰り返さないとの決意のもと、国際連合を創設し、国連憲章を定めた。しかし現在、その理念が十分に守られているとは言い難い状況が続いている。

また、武力紛争下においても遵守されるべき国際人道法が軽視され、多くの住民、とりわけ子どもを始めとする弱い立場の人々が深刻な被害を受けている。

日本国憲法は前文において、「恒久の平和を念願し」、「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」とうたい、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」としている。

戦争の影響は現地にとどまらない。ホルムズ海峡を始めとする国際物流の要衝の不安定化は、エネルギーや原材料価格の高騰を招き、市民生活や地域経済にも深刻な影響を及ぼしている。

国際紛争には複雑な歴史的・政治的背景が存在する。しかしながら、武力による一方的な現状変更や、住民を危険にさらす行為は、国連憲章及び国際人道法の理念に反し、国際秩序を損なうものである。

生駒市議会は、1985年に「非核・平和都市宣言」を決議している。その理念に基づき、世界の恒久平和の実現に向け、国に対し下記の事項を強く求める。

記

- 1 国連憲章を遵守する立場から、全ての紛争当事者に対し、軍事行動の永続的な停止と平和的・外交的手段による解決を働きかけること。
- 2 全ての紛争当事国に対し、国際人道法を守り、特に戦争に住民を巻き込まないよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

生 駒 市 議 会